別表第二第三号ホ中「有田市」の下に「、紀の川市、岩出市」を加え、「、那賀郡」を削り、同号トからリまでを次のように改める。

ト　広島県（三原市大和町篠、府中市上下町（上下、深江、二森、小堀、小塚及び有福に限る。）、三次市、庄原市（西城町（平子字丑之河及び三坂（字市場、字岩祖及び字永金に限る。）に限る。）及び東城町（保田（字長谷及び字白滝山に限る。）及び帝釈始終字白石を除く。）を除く。）、東広島市豊栄町（飯田及び吉原に限る。）、安芸高田市（八千代町（上根（字市裏、字市表及び字土井に限る。）及び向山に限る。）及び向原町（戸島（字割石、字八東戸及び字負根を除く。）を除く。）、山県郡北広島町（後有田、有田、古保利、石井谷、寺原、春木、今田、有間、舞綱、中山、川戸、蔵迫、惣森、川西、川東、壬生、川井、丁保余原、新郷、南方（字上畑及び字下畑を除く。）、木次、本地、新氏神、新都、志路原、上石、下石、海応寺、高野字大谷、大塚、大朝、田原、筏津、新庄、宮迫及び岩戸に限る。）、世羅郡世羅町（大字別迫字反田、大字青水（字弁城を除く。）、大字黒渕、大字津口（字野原を除く。）、大字戸張、大字安田（字水の別を除く。）、大字徳市、大字小国、大字黒川、大字中、大字吉原、大字上津田、大字下津田、大字長田及び大字山中福田に限る。）及び神石郡神石高原町（古川（字仁後及び字間谷に限る。）及び福永（字滝合及び字見後に限る。）に限る。）を除く。）の区域

チ　山口県（下関市（豊田町（大字杢路子、大字殿居、大字佐野、大字荒木、大字一ノ俣、大字金道、大字字内、大字八道、大字鷹子及び大字浮石に限る。）及び豊北町（大字神田上、大字神田（神田特牛地区、神田堀越地区、神田鳴滝地区、神田荒田地区及び神田大川地区に限る。）、大字北宇賀（北宇賀上畑地区及び北宇賀下畑地区を除く。）及び大字矢玉を除く。）に限る。）、山口市（阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西分、阿東生雲中、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上及び阿東嘉年下に限る。）、萩市、長門市（渋木大垰区及び俵山を除く。）、美祢市美東町赤山中区及び阿武郡を除く。）の区域

リ　徳島県（海部郡（美波町赤松を除く。）を除く。）の区域

別表第二第三号ルを次のように改める。

ル　愛媛県（宇和島市（三間町及び津島町（御内、槇川及び下畑地（上槙上及び上槙下に限る。）に限る。）に限る。）、上浮穴郡、喜多郡内子町中川、北宇和郡及び南宇和郡愛南町（深浦、脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、古月、鯆越、久良、正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松、越田、船越、久家、樽見、福浦、麦ヶ浦、弓立、小浦、樫月、下久家、大成川、小成川及び武者泊に限る。）を除く。）の区域

別表第二第三号ヲ中「から木屋瀬五丁目まで」の下に「、木屋瀬東一丁目から木屋瀬東四丁目まで」を加え、「字鷹巣原」を「字鷹巣原」に改め、「、字高住社鳥井**服**」を削り、同号ワ中「佐伯市」の下に「宇目、米水津及び蒲江を除く。」を、「竹田市」の下に「久住町（大字久住字久住山及び大字有氏（字九重山、字鉢ノ久保及び字大船山に限る。）に限る。）を除く。）」を加え、「西国東郡」を「豊後大野市、由布市（庄内町阿蘇野（字西大原及び字大原に限る。）及び湯布院町川西字野稲を除く。）、国東市」に改め、「、大分郡野津原町、同郡挾間町、同郡庄内町（大字阿蘇野（字西大原及び字大原に限る。）を除く。）、同郡湯布院町（大字川西字野稲を除く。）、北海部郡、南海部郡（宇目町、米水津村及び蒲江町を除く。）、大野郡、直入郡荻町、同郡久住町（大字有氏（字九重山、字鉢ノ久保及び字大船山に限る。）及び大字久住字久住山を除く。）、同郡直入町」を削り、「、同郡玖珠町（「及び同郡玖珠町（大字森（字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。）、」に、「字辰ケ鼻」を「字辰ヶ鼻」に、「字潰シ坂」を「字潰レ坂」に、「字石垣ノ元」を「字石塩の元」に、「字内ヶ窪、字塚ノ脇」を「字肉ヶ窪、字塚の脇」に、「字官の上」を「字宮の上」に改め、「、大字森（字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。）」及び「、下毛郡及び宇佐郡」を削り、同表備考を次のように改める。

備考

一　この表に掲げる区域は、令和三年六月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

二　第三号ニに掲げる区域のうち旧字という名称を含むものは、当該区域において広く通用している名称によつて表示されたものとする。

別表第三第二十一号中「燐酸質肥料製造業」を「りん酸質肥料製造業」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法の施行の際現に改正法による改正前の瀬戸内海環境保全特別措置法（次項において「旧法」という。）第十二条の三第一項の規定により定められている総量削減基本方針は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定により第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法施行令（以下「新水質汚濁防止法施行令」という。）別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る同項に規定する総量削減基本方針とみなす。

2　改正法の施行の際現に旧法第十二条の三第二項の規定により読み替えられた水質汚濁防止法（以下「読替え後の水質汚濁防止法」という。）第四条の三第一項の規定により定められている総量削減計画は、施行日以後に水質汚濁防止法第四条の三第一項の規定により新水質汚濁防止法施行令別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る同項に規定する総量削減計画が新たに定められるまでの間は、同項の規定により定められた総量削減計画とみなす。

3　改正法の施行の際現に読替え後の水質汚濁防止法第四条の五第一項の規定により定められている総量規制基準は、施行日以後に水質汚濁防止法第四条の五第一項の規定により新水質汚濁防止法施行令別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る同項の総量規制基準が新たに定められるまでの間は、同項の規定により定められた総量規制基準とみなす。

第三条　改正法の施行前に読替え後の水質汚濁防止法第五条第一項の規定によりされた届出（読替え後の水質汚濁防止法第二条第六項に規定する排出水の読替え後の水質汚濁防止法第五条第一項第八号に規定する排水系統別の汚染状態及び量に係る部分に限る。）は、水質汚濁防止法第五条第一項の規定によりされた届出とみなす。

2　この政令の施行により新たに水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場となった工場又は事業場であって、施行日の前日において読替え後の水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場であったものについては、水質汚濁防止法第十三条第四項の規定は、適用しない。

3　施行日前に開始した読替え後の水質汚濁防止法第十四条第二項の規定による汚濁負荷量の測定に係る結果の記録及び保存は、水質汚濁防止法第十四条第二項の規定による汚濁負荷量の測定に係る結果の記録及び保存とみなす。

4　改正法の施行前に読替え後の水質汚濁防止法第十四条第三項の規定によりされた届出は、水質汚濁防止法第十四条第三項の規定によりされた届出とみなす。

第四条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣　山口　壮

内閣総理大臣　岸田　文雄